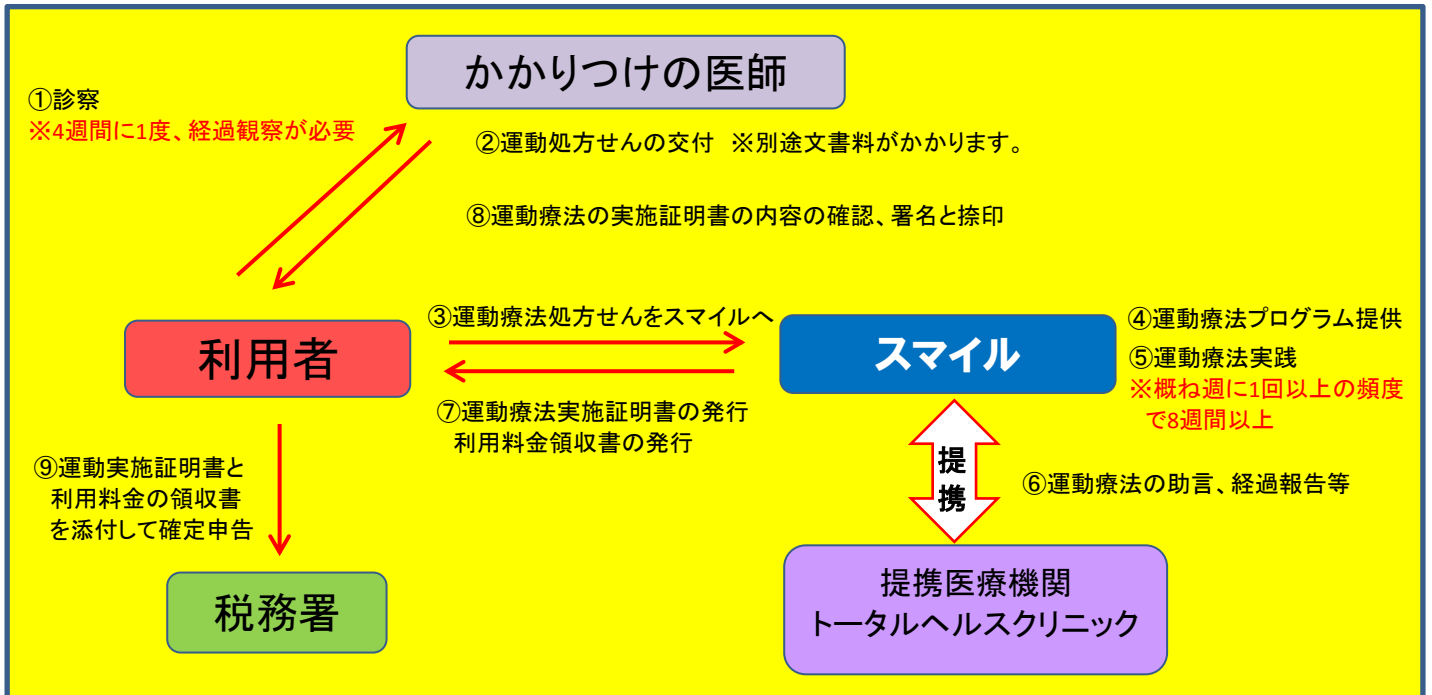


指定運動療法の手続きについて



- ①かかりつけの医師の診察を受けます。
※4週間に1度、経過観察が必要になります。
- ②かかりつけの医師より「運動療法処方せん」を交付してもらいます。
※別途文書料がかかります。
- ③「運動療法処方せん」をスマイルへ提出します。
- ④処方せんに基づいた運動療法の助言、または運動プログラムを作成し提供します。
- ⑤スマイルで運動プログラムを行います。
※週1回以上の頻度で、8週間以上の継続が条件となります。
- ⑥かかりつけの医師、提携医療機関にて経過観察、助言を行います。
- ⑦スマイルで「運動療法実施証明書」と「利用料金領収書」を発行します。
※休会月は控除対象外となります。
※回数券で利用なされる場合は、購入時に領収書を発行します。
再発行は致しませんので大事に保管してください。
- ⑧「運動療法実施証明書」へかかりつけの医師より、署名・捺印をいただきます。
- ⑨「運動療法実施証明書」「利用料金領収書」を添付して、所得税の申告を行います。

その他、ご不明な点がございましたら、スタッフへお問い合わせください。